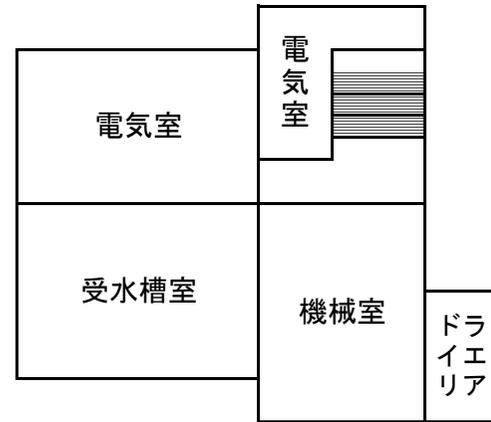


地階



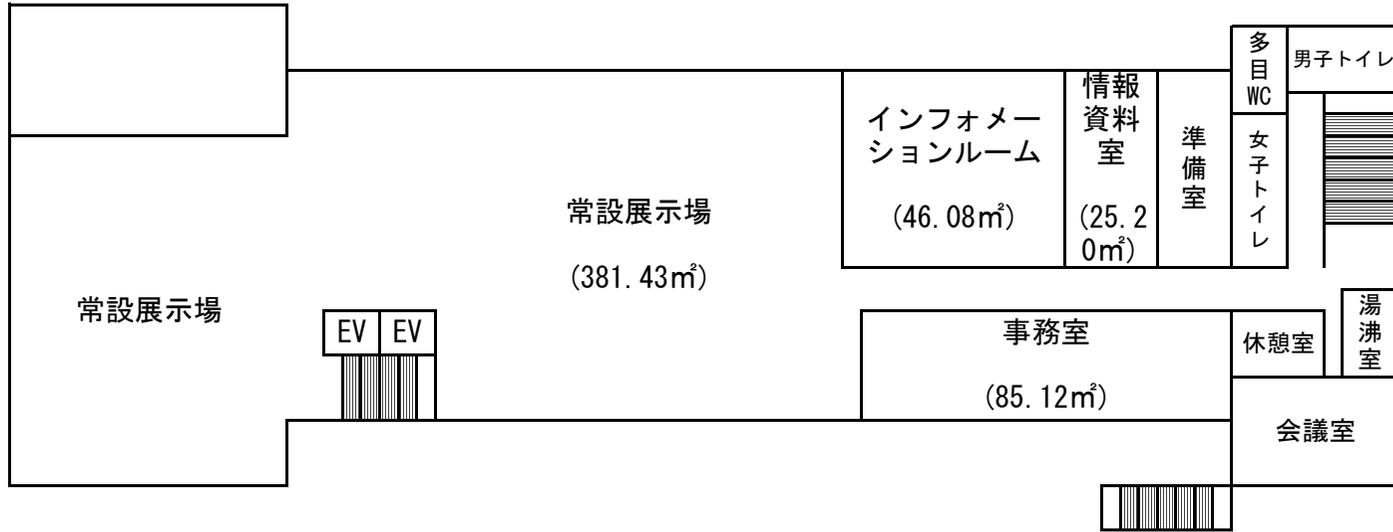
1階

■ 自動販売機 (飲料)



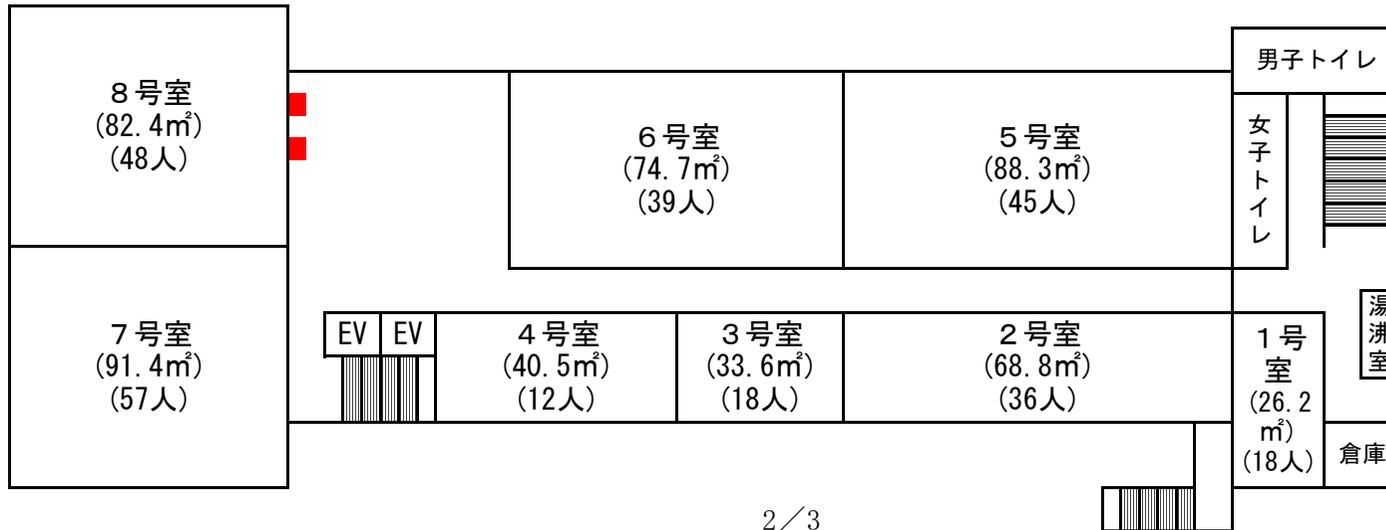
浜松市総合産業展示館「北館」

2階

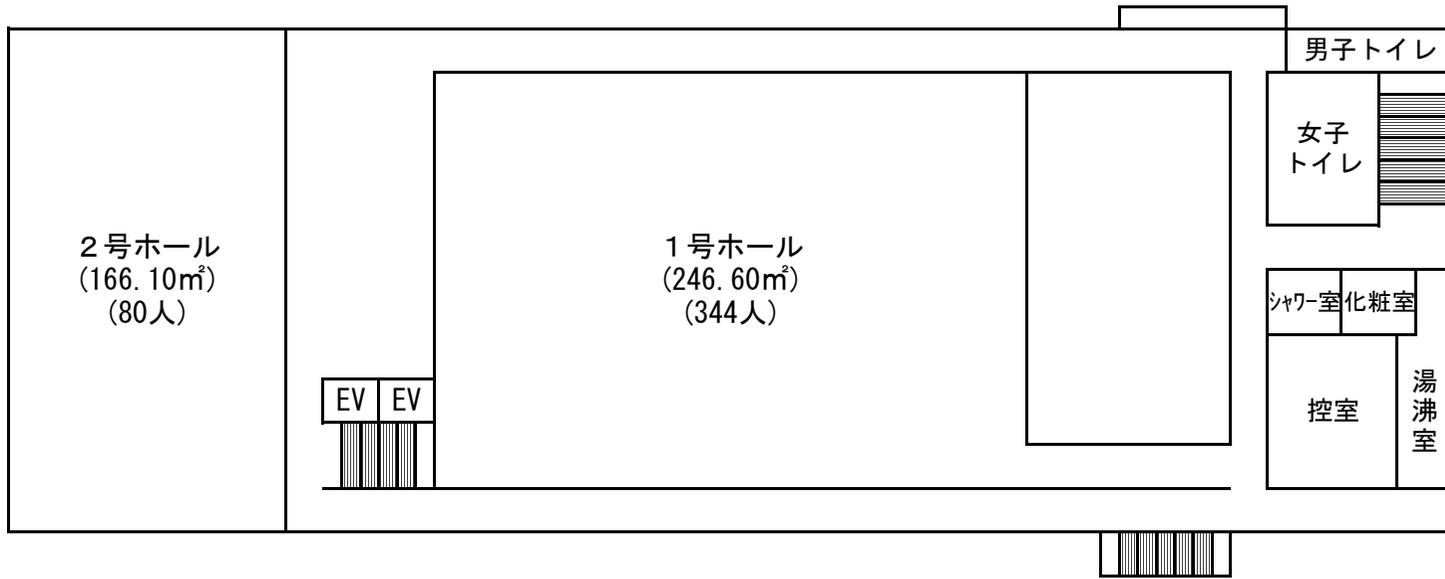


3階

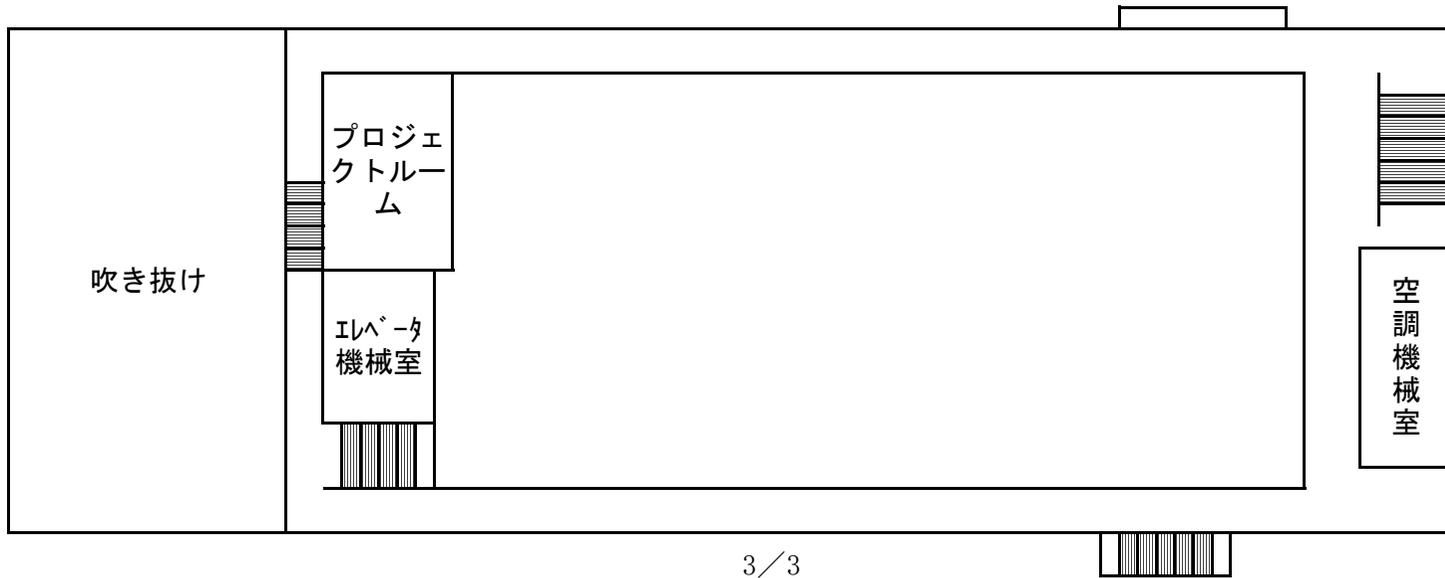
■ 自動販売機 (飲料)



4階



5階



利用状況及び利用料金収入（過去5年間）

区分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
本館		359日	360日		359日	359日	
	第1展示場	135.0日	118.0日	#DIV/0!	169.0日	53.0日	
		37.6%	32.8%		47.1%	14.8%	
		50件	44件		29件	24件	
		26,008,336円	21,592,911円		26,700,388円	20,526,770円	
	第2展示場	136.0日	102.0日		134.0日	48.0日	
		37.9%	28.3%	#DIV/0!	37.3%	13.4%	
		68件	50件		24件	28件	
		13,471,203円	9,917,449円		8,837,452円	10,613,711円	
	第3展示場	64.0日	171.0日		21.0日	22.0日	
		17.8%	47.5%	#DIV/0!	5.8%	6.1%	
		30件	37件		10件	13件	
		5,594,726円	12,304,943円		2,162,447円	3,997,479円	
	その他使用料	商談室		0円		20,410円	42,390円
		控室				533,780円	64,320円
		1A控室	240,600円	231,000円			
		1B控室	119,940円	79,140円			
		2A控室	101,240円	77,400円			
		2B控室	126,090円	676,260円			
		2C控室	254,960円	882,100円			
備付備品		4,311,130円	4,443,750円		4,858,595円	1,632,945円	
屋外		2,036,217円	1,556,827円		1,828,885円	35,395円	
電気水道		935,233円	1,474,913円		1,608,130円	230,110円	
冷暖房	8,267,490円	8,850,478円		16,015,635円	2,494,770円		
小計	16,392,900円	18,271,868円	0円	24,865,435円	4,499,930円		
利用料金収入	61,466,795円	62,086,929円	0円	62,565,610円	39,637,712円		
北館	開館日数	359日	360日	359日	359日	359日	
	1号室	29.2%	23.6%	35.4%	31.5%	21.7%	
		12.3%	10.4%	15.9%	14.4%	7.7%	
		316,450円	267,640円	423,770円	385,310円	215,870円	
	2号室	28.1%	28.6%	28.4%	26.5%	19.8%	
		13.8%	15.5%	14.6%	13.0%	7.4%	
		991,460円	1,084,960円	995,725円	920,650円	569,340円	
	3号室	44.6%	37.2%	37.0%	32.6%	20.3%	
		18.3%	15.1%	14.0%	13.7%	7.3%	
		638,810円	514,890円	499,900円	496,340円	277,350円	
	4号室	14.2%	12.8%	12.0%	13.6%	9.7%	
		7.4%	5.6%	5.8%	6.6%	3.4%	
		208,100円	155,045円	170,885円	204,975円	101,660円	
	5号室	40.1%	40.3%	29.0%	20.9%	21.7%	
		21.4%	26.1%	17.1%	9.2%	9.3%	
		1,733,450円	2,027,860円	1,124,550円	745,040円	750,300円	
	6号室	41.5%	35.3%	34.8%	31.8%	23.1%	
		19.1%	16.5%	17.1%	15.6%	8.5%	
		1,386,650円	1,150,730円	1,200,950円	1,129,690円	629,140円	
	7号室	63.8%	59.4%	55.2%	46.0%	36.8%	
		35.2%	28.4%	29.3%	21.1%	16.1%	
		3,269,030円	2,627,080円	2,721,515円	1,987,330円	1,563,080円	
	8号室	50.1%	44.4%	42.1%	37.9%	29.8%	
		23.4%	19.7%	20.0%	16.3%	12.0%	
		1,950,540円	1,628,230円	1,739,551円	1,364,280円	1,068,840円	
	1号ホール	32.6%	28.6%	31.8%	17.8%	9.7%	
		19.9%	17.6%	19.6%	9.3%	4.7%	
	5,160,090円	4,078,475円	4,579,010円	2,509,590円	2,197,705円		
2号ホール	39.3%	35.6%	32.6%	24.0%	13.4%		
	23.1%	21.7%	23.2%	14.2%	8.1%		
	3,655,985円	3,395,015円	3,349,635円	2,544,765円	1,793,595円		
その他	1,444,425円	1,131,360円	946,098円	620,450円	494,810円		
	2,017,490円	1,679,485円	1,479,260円	1,102,235円	848,930円		
	22,772,480円	19,740,770円	19,230,849円	14,010,655円	10,510,620円		
利用料金収入 合計	84,239,275円	81,827,699円	19,230,849円	76,576,265円	50,148,332円		
自動販売機手数料収入	1,279,848円	1,288,827円	459,307円	738,545円	411,362円		
収入 合計	85,519,123円	83,116,526円	19,690,156円	77,314,810円	50,559,694円		
利用者数（本館）	125,670人	170,700人	0人	232,340人	32,265人		
利用者数（北館）	56,901人	52,541人	48,938人	28,069人	17,677人		

施設管理業務一覧

資料3

No.	業務区分	業務内容	業務の詳細・作業要領・作業手順など
1	総合的な指揮監督及び調整業務	①施設の管理に関する指揮監督、人事管理、市との調整その他の調整業務	①職員の人事管理全般(事務分担・人員配置・給与管理・職員研修等) ②施設管理の統括(施設管理・防犯・防火・防災対策) ③所管課との連絡調整、関係団体との調整 ④業務評価の実施 ⑤東行政センター・浜松市立流通元町図書館との連絡調整 ⑥各種統計資料の作成
2	総務関係業務	①予算及び決算に関すること	①事業計画・予算書の作成 ②事業報告書・決算書の作成 ③資金管理、資金計画に関すること ④全国展示場連絡協議会に関する事務 ⑤施設の利用促進に関すること
		②経理に関すること	①収入に関する事務全般(浜松市会計規則及び市の事務取扱いの例による) ②支出に関する事務全般 ③給与・福利厚生に関する事務
		③物品の発注・管理に関すること	①物品の購入に関する事務 ②物品及び備品の在庫管理
3	施設及び附帯設備等の貸し出し、利用の調整、許可	①予約状況の管理、利用案内	①利用受付簿の作成と管理 ②電話及び窓口における空満状況等の案内 ③利用料金及び利用備品等の案内
		②利用受付、利用許可書の送付、利用者との打合せ	①来館者(利用者)の受付、利用案内 ②施設の利用許可に関すること ③利用計画の打ち合わせ及び指導と計画書等の受付 ④消防署、保健所への届出指導 ⑤利用者の排出するゴミ等の適切処理指導 ⑥駐車場整理員の要請 ⑦来館者(利用者)の事故対応業務
		③請求書の作成、送付、入金、領収書の発行	①請求書の作成、送付 ②利用料金の受領及び領収書の発行 ③口座振替の入金処理 ④期限までの未納者に対する納付指導 ⑤利用変更又は取消に係る納付金の還付
		④施設の管理(開館、セッティング、監視、点検、施錠等)	①施設の開錠、点灯、機器の稼働、セッティング ②利用時における館内及び駐車場(交通)の監視 ③閉館時機器の稼働停止、確認、消灯、施錠 ④敷地全体の管理(出入口の開錠及び施錠) ⑤第二駐車場の管理
4	清掃、警備、防災業務	①清掃関係 業者との契約、作業日程の調整、作業及び報告書の確認及び支払い	①仕様書の作成、委託業者の選定、見積合わせ等、契約に関すること ②業者との作業日程の調整 ③作業状況の見廻り、作業結果及び報告書の確認、委託料支払いに関すること
		②警備関係 業者との契約、配置時間の指示、報告書の確認及び支払い	①委託業者の選定(現在、自動警備による機器が設置済みであり、変更しない場合は随意契約) ②警備報告書の確認、委託料支払いに関すること ③非常時の立会い(所管課への報告)

No.	業務区分	業務内容	業務の詳細・作業要領・作業手順など
		③防災関係 防災訓練の実施、消防立ち入り検査の立会い	①防火管理者選任届、消防計画作成届、消防訓練計画通報書の作成及び提出 ②消防立ち入り検査の立会い ③危機管理体制に関すること
5	設備等の管理、保守点検業務	建築基準法 建築物	当該業務に関する法令等の基準又は規定に沿って業務を実施するとともに、仕様書の要件を満たした適正な管理及び保守の実施。 業務を第三者に委託して実施する場合、以下の事務を適正に行うこと。 ①仕様書の作成、委託業者の選定、見積合わせ、契約に関すること ②作業日程の調整、作業現場の立会い ③点検報告書の確認、委託料の支払いに関すること
		建築基準法 防火設備	同上
		建築基準法 建築設備	同上
		建築基準法 昇降機	同上
		消防法 自動火災報知設備	同上
		消防法 防排煙設備	同上
		消防法 消火器具設備	同上
		消防法 避難器具設備	同上
		消防法 屋内消火栓及び消火栓設備	同上
		消防法 誘導灯設備	同上
		消防法 非常放送設備	同上
		消防法 自家発電設備	同上
		消防法 スプリンクラー設備	同上
		消防法 連結送水管設備(令和2年実施)	同上
		消防法 防火対象物	同上
		消防法 地下タンク	同上
		電気事業法 自家用電気工作物	同上
		ビル管理法 空気環境測定	同上
		ビル管理法 遊離残留塩素測定	同上
		ビル管理法 飲料水貯水槽清掃	同上
		ビル管理法 飲料用水質検査	同上
		ビル管理法 排水設備清掃	同上
		ビル管理法 定期清掃	同上
		ビル管理法 ネズミ昆虫防除	同上
		労働安全衛生法 ボイラー	同上
		労働安全衛生法 作業環境測定	同上
		労働安全衛生法 機械換気設備点検	同上
労働安全衛生法 照明設備定期点検	同上		
労働安全衛生法 定期清掃	同上		

No.	業務区分	業務内容	業務の詳細・作業要領・作業手順など
		労働安全衛生法 ネズミ昆虫防除	同上
		空調設備保守点検	同上
		第1展示場空調設備保守点検	同上
		エレベーター保守点検	同上
		構内交換電話設備保守点検	同上
		シャッター保守点検	同上
		自動ドア設備保守点検	同上
		舞台吊物装置保守点検	同上
		舞台音響設備保守点検	同上
		舞台照明設備保守点検	同上
		電動式椅子（1号ホール）保守点検	同上
		ボイラー排ガス測定	同上
		樹木庭園管理	同上
		重油地下タンク管理	同上
		廃棄物収集運搬処理業務	同上
6	施設管理に関連するその他の業務	①空調温度管理、省エネ対策	①気温変化による冷暖房の適切な運用 ②漏水防止のため、不使用時及び使用後の元バルブ閉鎖
		②電気、ガス、上水道下水道の請求書の確認及び支払い	①デマンドの記録、大容量電気使用に対する発電機(仮設)対応の指導 ②使用量のチェック、請求書の確認、使用料金の支払い
		③1件当り30万円未満の小規模な施設、設備等の修繕に関する事	①修繕箇所の把握、見積書の請求、発注、完了確認及び支払い
		④施設、設備の保険契約に関する事	①受託物賠償責任保険の契約及び支払い
		⑤浜松市立流通元町図書館に関する事	①電気料金、上下水道料金の請求(メーター確認、金額積算、請求書作成) ②催事情報の共有

資料4

指定管理者の決算状況（過去5年間）

(単位：円)

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
人件費					
旅費	115,493	71,880	76,130	1,520	4,410
需用費	15,062,837	13,280,076	8,684,681	9,673,249	7,039,423
役務費	419,948	466,684	542,304	388,046	494,388
委託料	12,320,033	11,395,495	7,421,847	11,681,222	12,411,839
市納付金	25,000,000	16,976,000	0	23,474,000	26,505,596
賃借料	439,760	385,200	385,200	385,200	321,285
消耗品費	855,655	1,507,066	706,543	696,087	1,447,043
修繕費	869,463	3,568,282	1,222,293	1,754,977	1,965,999
雑費	510,093	386,982	141,322	140,038	1,422,169
その他管理費	63,095	69,120	973,915	266,192	93,714
本部経費					
租税公課					
計					

(趣旨)

第1条 この条例は、産業の振興を図るため設置する総合産業展示館について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 総合産業展示館は、浜松市総合産業展示館(以下「展示館」という。)といい、浜松市中央区流通元町20番2号に置く。

(平18条例118・令5条例9・一部改正)

(開館時間)

第3条 展示館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第3条の3第1項の規定により市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例303・平20条例61・一部改正)

(休館日等)

第3条の2 展示館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

(平17条例303・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条の3 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体に展示館の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 展示館の利用の許可に関する業務
- (2) 展示館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、展示館の管理に関して市長が必要があると認める業務

(平17条例303・追加、平20条例61・一部改正)

(施設利用者の範囲)

第4条 展示館の施設は、次に掲げる事業を行おうとする者に利用させるものとする。

- (1) 見本市、展示会その他産業貿易に関する催し物
- (2) 地場産業の活性化又は生活文化の向上に関する集会等
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(平20条例62・平21条例39・一部改正)

(利用の許可)

第5条 展示館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例303・一部改正)

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(平17条例303・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、第5条に規定する許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、展示館の利用の許可を取消し、又は利用の停止を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。
- (3) 管理上の指示に従わないとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により展示館の利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 工事その他管理上やむをえない必要が生じたとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による取消し等により利用者が損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。

(平17条例303・平20条例62・一部改正)

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。)を収受することができる。

6 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

(平17条例303・全改、平20条例62・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(平17条例303・全改)

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例303・全改)

(特別設備の許可)

第11条 利用者は、展示館に特別の設備をしようとするときは、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例303・一部改正)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、展示館に特別の設備をしたときは、利用後直ちにこれを原状に復さなければならない。この場合において、第7条の規定により利用の許可の取消し又は利用の停止を受けたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 展示館の施設、設備等をき損し、又は滅失した者は、その損害について市長の定める額を賠償しなければならない。

(平17条例303・平20条例62・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例303・旧第15条繰下、平20条例61・旧第16条繰上)

附 則

この条例は、昭和46年11月2日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日浜松市条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月29日浜松市条例第14号)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年3月30日浜松市条例第15号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日浜松市条例第23号)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月30日浜松市条例第17号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日浜松市条例第28号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日浜松市条例第30号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日浜松市条例第38号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日浜松市条例第33号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年12月25日浜松市条例第86号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日浜松市条例第22号)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月28日浜松市条例第27号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月23日浜松市条例第15号)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月17日浜松市条例第80号)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月23日浜松市条例第15号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第303号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の浜松市総合産業展示館条例(以下「新条例」という。)第3条の3第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第3条の4から第3条の6までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に改正前の浜松市総合産業展示館条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第118号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日浜松市条例第61号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日浜松市条例第62号抄)

1 この条例は、平成21年1月21日から施行する。

附 則(平成21年6月17日浜松市条例第39号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日浜松市条例第23号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月25日浜松市条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月24日浜松市条例第30号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月14日浜松市条例第43号)

- 1 この条例は、規則で定める日(令和5年6月1日——令和5年浜松市規則第31号)から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表の2に規定する商談室、第1号控室又は第2号控室の利用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の別表の2に規定する2C控室、1A控室又は2A控室の利用の許可を受けている者とみなす。

附 則(令和5年2月22日浜松市条例第9号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(平17条例303・平20条例62・平21条例39・平22条例23・平26条例11・平26条例30・平31条例22・令3条例43・一部改正)

1 展示場

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
第1展示場		円 87,520	円 87,520	円 100,360
第2展示場		48,030	48,030	58,710
第3展示場		48,030	48,030	58,710

備考

- 1 市民以外の者(市内に事務所又は事業所を有する者を除く。)が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の1割に相当する額を加えた額とする。
- 2 利用者が入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。)を徴収する場合の利用料金は、所定の利用料金(備考の1に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)の2倍に相当する額とする。
- 3 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の利用料金については、指定管理者が定める。
- 4 次の(1)及び(2)の区分に掲げるところにより施設を利用する場合の利用料金は、当該各区分に定めるところによる。
 - (1) 準備又は片付けのため施設を利用する場合 所定の利用料金(備考の1に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。(2)において同じ。)の7割に相当する額
 - (2) 施設の継続利用で、そのまま展示品等を置く場合 所定の利用料金の5割に相当する額
- 5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内又は所定の開館時間外(午後10時から午前5時までの間を除く。)に利用する場合は、30分ごと(30分未満の端数は切り捨てる。)に、夜間の利用料金(備考の1及び2に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)を8で除して得た額
 - (2) 所定の開館時間外(午後10時から午前5時までの間に限る。)に利用する場合は、(1)に定める額の1.5倍に相当する額
- 6 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 控室等

利用区分	利用時間	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
1A控室		円 2,980	円 1,780
1B控室		1,620	960
2A控室		2,980	1,780
2B控室		3,340	1,980
2C控室		5,110	3,030
屋外広場		1m ² 1日につき 100円	

3 ホール

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
1号ホール		23,670円	26,290円	30,170円
2号ホール		14,140円	15,710円	18,010円

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 2 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の利用料金については、指定管理者が定める。
- 3 次の(1)及び(2)の区分に掲げるところにより施設を利用する場合の利用料金は、当該各区分に定めるところによる。
 - (1) 準備又は片付けのため施設を利用する場合 所定の利用料金の7割に相当する額
 - (2) 施設の継続利用で、そのまま展示品等を置く場合 所定の利用料金の5割に相当する額
- 4 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内又は所定の開館時間外(午後10時から午前5時までの間を除く。)に利用する場合は、30分ごと(30分未満の端数は切り捨てる。)に、夜間の利用料金(備考の1に規定する利用にあつては、当該規定により算出した額とする。)を8で除して得た額
 - (2) 所定の開館時間外(午後10時から午前5時までの間に限る。)に利用する場合は、(1)に定める額の1.5倍に相当する額
- 5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 会議室

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間
		午前9時から午後1時まで 1時間につき	午後1時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時まで 1時間につき
1号室		円 570	円 620	円 730
2号室		1,540	1,710	1,950
3号室		750	840	950
4号室		620	710	840
5号室		1,730	1,910	2,250
6号室		1,540	1,710	1,950
7号室		1,980	2,200	2,530
8号室		1,780	1,950	2,290

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
- 2 特別の設備をした場合における当該設備に利用する電気及び水道の利用料金については、指定管理者が定める。

5 冷暖房装置

利用区分	金額
第1展示場	円 10,470
第2展示場	4,710
第3展示場	4,710
1号ホール	850
2号ホール	510
1号室	90
2号室	220
3号室	120
4号室	100
5号室	260

6号室	220
7号室	290
8号室	260

6 備付物品
規則で定める額

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市総合産業展示館条例(昭和46年浜松市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平17規則188・一部改正)

(利用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により浜松市総合産業展示館(以下「展示館」という。)の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 利用日時
- (4) 利用施設
- (5) 利用目的
- (6) 利用内容
- (7) 入場予定人員
- (8) 利用備付物品
- (9) 持込設備
- (10) 入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)の徴収の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の属する月の12月前の月の初日(休館日に当たるときは、その翌日)からとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則188・平20規則84・平20規則85・一部改正)

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、展示館の施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

(平17規則188・全改)

(利用許可の取消し等の申出)

第4条 展示館の施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(平17規則188・全改)

(備付物品の利用料金)

第5条 条例別表の6の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平17規則188・全改、平20規則85・平21規則57・一部改正)

(特別の設備)

第6条 条例第11条の規定により特別の設備の許可を受けようとする者は、当該設備の概要を記載した申請書に設計書、仕様書、図面その他の当該設備の内容が分かる書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

(平17規則188・全改)

(利用料金の減免)

第7条 条例第9条に規定する規則で定める場合は、市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合とし、その減額の割合は5割とする。

2 前項の規定は、次に掲げる利用料金については、適用しない。

- (1) 条例別表の1の備考の2及び同表の3の備考の1に規定する場合の利用料金
- (2) 条例別表の1の備考の3、同表の3の備考の2及び同表の4の備考の2に規定する電気及び水道の利用料金
- (3) 条例別表の5に規定する冷暖房装置の利用料金
- (4) 条例別表の6に規定する備付物品の利用料金

3 利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(平17規則188・平20規則85・平21規則57・一部改正)

(利用料金の還付)

第8条 条例第10条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、条例第8条第5項に規定する利用予納金は、還付しない。

- (1) 利用者が利用しようとする日の10日(展示場及びホールにあつては、60日)前までに利用の許可の取消しを申し出た場合
- (2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、前項第1号による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(平17規則188・平20規則85・平21規則57・一部改正)

(事業報告書の提出期限)

第8条の2 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号)第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

(平20規則84・全改)

(遵守事項)

第9条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 秩序を維持し、他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 展示品、器物又は施設を傷つけないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(平20規則85・一部改正)

(職員等の入室)

第10条 利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(平17規則188・全改)

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平17規則188・追加)

附 則

この規則は、昭和46年11月2日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日浜松市規則第20号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日浜松市規則第30号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日浜松市規則第53号)

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成8年3月29日浜松市規則第41号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に利用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月24日浜松市規則第98号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日浜松市規則第22号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日浜松市規則第188号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日浜松市規則第84号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日浜松市規則第85号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則(平成21年6月17日浜松市規則第57号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日浜松市規則第24号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月25日浜松市規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月30日浜松市規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月17日浜松市規則第22号)

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平17規則188・平21規則57・平22規則24・平26規則7・平26規則49・平31規則17・令5規則22・一部改正)

1 展示場

種別	利用区分	金額	摘要
折り畳みいす	1日につき	円 50	1脚
折り畳み机		100	
レクチャーアンプ	午前・午後・夜間 各1回につき	520	1台
拡声装置		520	1式 マイクロホン1本を含む。

2 ホール

種別		利用区分	金額	摘要
照明	舞台照明(センタースポットライト及びスポットライトを除く。)	午前・午後・夜間 各1回につき	円 2,090	1式
	センタースポットライト		520	1台
	スポットライト		200	1台
	ミラーボール		1,040	1台
音響	拡声装置	1号ホール	520	1式 マイクロホン1本を含む。
		2号ホール	520	1式 マイクロホン1本を含む。

3 その他共用

種別		利用区分	金額	摘要
音響	ワイヤレスアンプ	午前・午後・夜間 各1回につき	円 520	1式 マイクロホン1本を含む。
	マイクロホン		520	1本
	CDプレーヤー		520	1台
その他	スクリーン	1日につき	520	1台
	ビデオ装置		1,040	1式
	屋外案内板		260	1枚
	プロジェクター		1,040	1台

浜松市総合産業展示館の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市総合産業展示館条例（昭和46年浜松市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき設置する浜松市総合産業展示館（以下「展示館」という。）における地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第10項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示及び同条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるに当たっての行政指導指針及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって指定管理者による公の施設の管理の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び条例に定めるところによる。

(必要な指示に係る行政指導指針)

第3条 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 利用者に対し、正当な理由なく施設の利用を拒み、又は不当な差別的取扱いをしていると認める場合
 - (2) 経営効率を重視する等の事由により、施設の管理に必要な職員の配置がされない等、施設の管理が施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていない場合
 - (3) 正当な理由なく事業計画書の内容に沿った管理を行わない場合
 - (4) 利用料金制において、明らかに値下げ申請をすべきにもかかわらず、これをしない場合
 - (5) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は施設の管理を通して取得した個人情報の管理が不相当であると認める場合
 - (6) 指定管理者の経営状態が悪化していると認める場合において必要があると認めるとき。
 - (7) 事前に市長の承諾を得ず施設の形質を変更した場合
 - (8) 災害等緊急時において当該施設を使用しようとする場合
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合
- (指定の取消しに係る処分基準)

第4条 法第244条の2第11項に規定する「指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 前条第1号から第6号までのいずれかに該当する場合において、指定を取り消さなければ、展示館の利用に支障が生じると認めるとき。

- (2) 前条第1号から第6号までのいずれかに該当する場合において、指定を取り消さなければ、利用者、市その他施設の利用に係る第三者に損害を与えると認めるとき。
- (3) 不当な目的を持って前条第1号、第5号又は第7号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(評価検討会議)

第5条 第3条の指針に基づき法第244条の2第10項の規定により必要な指示を行い、又は前条の基準に基づき法第224条の2第11項の規定により指定の取消しを行うときは、産業部指定管理者選定会議設置要綱に基づき設置する産業部指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催するものとする。ただし、第3条第8号に該当する場合に行う指示にあつては、この限りでない。

2 前項の規定に基づき選定会議を開催する場合は、必要に応じ、指定管理者の意見を聞くものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。